

令和7年度 富里市立根本名小学校いじめ防止基本方針

富里市立根本名小学校

平成26年2月28日策定
平成27年5月21日改訂
平成28年4月15日改訂
平成29年4月10日改訂
平成30年4月13日改訂
平成31年4月13日改訂
令和2年4月1日改訂
令和3年4月1日改訂
令和4年4月20日改訂
令和5年4月1日改訂
令和6年4月1日改訂
令和7年4月1日改訂

1 はじめに

本校では、基本理念として、「いじめは、決して許されないことであり、また、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」という認識のもと、学校・保護者・児童・地域がいじめに対して、正しく理解し、適切且つ迅速な対応を共通行動していこうと考えている。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法及び、とみさと教育プラン並びにとみさと教育指導指針を受け、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために、教職員、児童生徒等から幅広く意見を聴取して、「富里市立根本名小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) 「いじめ」の定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。 「いじめ防止対策推進法第2条」

「いじめ」の認知について、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、けんかやふざけあいであっても、いじめられた児童の被害性に着目することが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定し

て解釈されることがないように努める必要がある。

また、好意から行った行為でも相手が心身の苦痛を感じた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合は、いじめという言葉を使わず指導することは可能である。ただし、法が定義するいじめには該当する。

さらに、意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、相手が心身の苦痛を感じている場合は、いじめと認知する。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に行為が起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除ということではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず同じ学校・学級やクラブ活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。また、近年では、新型コロナウイルス感染症に関する差別やいじめが問題となっている。いかなる理由があっても、いじめは絶対に行ってはいけないという視点で対応しなくてはならない。

(2) いじめの理解基本理念

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やクラブ活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめの防止に関する基本的な考え方

- ①いじめは、全ての児童に関係する問題であることから、いじめの防止等の対策は全ての児童が安心して楽しい学校生活を送り、学校行事等を通して様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。いじめの禁止は、法第4条において次のように規定されており、共通理解を図る必要がある。

法第4条(いじめの禁止) 児童等は、いじめを行ってはならない。

- ②いじめは決して許されないことであるという認識のもと、「いじめは、しない、させない、許さない」等のスローガンを児童会活動等を通して、浸透させることが大切である。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、教職員が十分に認識した上で、児童に理解できるようにしなければならない。
- ③いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- ④児童の悩みを親身になって受け止めるための相談体制を整備するとともに、相談

内容がいじめかどうかの判断をする場合は、あくまでもいじめられている児童の立場に立つという認識によることに留意する。また、いじめの相談等においては初めに関わった人が一人で抱え込まず、早い段階から多くの関係者に周知して組織で対応する。

- ⑤発達障害またはその疑いがある児童や特別支援学級に在籍している児童がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの児童については、その特性から、自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするためにいじめが発見されにくいことがある。また、当該児童自身が相手が嫌がっているということ自体を認識しにくいこともある。これらの点に十分に留意する。

3 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) いじめ防止に向けての学校の責務

(責務)

学校は、いじめの防止等のため、「富里市立根本名小学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。そして、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(学校いじめ防止基本方針の策定)

国の基本方針又は千葉県いじめ防止基本方針を参酌し、法第13条の規定により「富里市立根本名小学校いじめ防止基本方針」を定める。策定した「富里市立根本名小学校いじめ防止基本方針」については、学校のホームページなどで公開する。

(基本姿勢)

- ①「いじめを許さない」という毅然とした態度で、いじめの兆候や発生を見逃さない集団づくりや雰囲気作りに努める。
- ②児童一人一人の有用感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の存在を認め合える教育活動を推進する。
- ③いじめ防止、早期発見、早期解決のために、いじめに対する認識を全職員で共有する。
- ④いじめ防止、早期発見、早期解決のために、職員がチームで教育活動にあたるとともに、保護者や関係団体、専門家との連携を図る。

(コンプライアンス【法令遵守】)

いじめ防止対策推進法の趣旨と内容を理解し、これを遵守するとともに、いじめの防止等のための基本方針を受けて策定した、「富里市立根本名小学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ防止、早期発見、早期解決にむけての教育活動を充実させる。

また、いじめ問題への対応にあたっては、「富里市立根本名小学校いじめ防止基本方針」に基づいて適切な情報収集を行い、その内容について正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

(2) 学校いじめ対策組織

①名称 富里市立根本名小学校いじめ防止対策委員会

②組織

校長、教頭、教務主任、生徒指導推進委員、該当学級担任、学校運営協議会委員（民生委員代表、学区連合代表、青少年相談員代表、学校支援ボランティア代表、社会福祉協議会代表、PTA会長）からなる校内組織を設置する。

【校内組織】

○学校基本方針の策定（組織の全構成員の参加）

・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、教育相談担当、PTA本部役員、警察、学校医 学校運営協議員等。

○日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応する。）

・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、教育相談担当

○いじめの疑いに係る情報があつたときの緊急会議。

・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係学年主任、当該担任、その他必要に応じて人員を組織する。

【家庭や地域、関係機関と連携した組織】

・根本名学区連絡協議会

③役割

校内に設置された本組織は具体的に以下の役割を果たす。

○学校経営方針に基づくいじめ防止の取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。

○いじめの相談・通報の窓口としての役割。

○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

○いじめの疑いに係る情報があつた時は、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

4 いじめの未然防止について

(1) いじめを許さない学校づくり

教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識を全職員・全児童が共有できる学校風土を醸成する。

○「いじめ撲滅」に向けての掲示物の作成。

○人権標語（いじめゼロ宣言）作りによる啓発。

○道徳教育の充実。

- ・「いじめ」は、「加害者」・「被害者」と「傍観者」がいるということなど具体的な例を挙げて話し合う。
- 特に配慮が必要な児童（下記参照）については、教職員がその特性を理解し、いじめの未然防止、早期発見に取り組む。
 - ①発達障害を含む、障害のある児童
 - ②帰国子女
 - ③外国人の児童
 - ④国際結婚の保護者をもつ児童
 - ⑤性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ⑥東日本大震災により被災した児童
 - ⑦原発事故により避難している児童
 - ⑧新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われる児童
 - ⑨長期欠席児童
- 感染症に関する正しい理解や適切な予防を促していくとともに、いじめへとつながっていかないように十分留意する。
- 自分がいじめられていることや周囲のいじめについて、勇気をもって教師や保護者に相談することは正しい行いであることを教育活動全般において指導する。
- 児童に対して、いじめの傍観者とならず、教師への報告や相談等、いじめをやめさせるための行動をとることの重要性を理解させるための取組（「傍観者教育」）を推進する。
- 過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発する問題があることを認識する。

（２）児童、保護者への啓発活動

- ①学校便り等を活用して、定期的にいじめに対する本校の姿勢を明らかにし、いじめに対する情報を提供する。
- ②年度始めには、いじめ問題に対する基本方針や保護者の責任等を明らかにし、児童や保護者の理解を得る。

（３）いじめに関する定期的なアンケート調査

- ①いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識のもと、いじめの状況把握のため定期的なアンケート調査（根木名っ子の生活アンケート）を実施する。
 - インターネット、SNS、ライングループなどを通じたいじめについての質問も設ける。
 - 原則として記名調査とする。調査実施時にいじめ加害者が被害者に圧力をかけることも想定されるため、実施時には、「あなたの書いたアンケートの内容は誰にもわからないようにする」「友達の書いたアンケート内容を詮索しない」ことを取り決め、全児童に周知する。
- ②根木名っ子の生活アンケートの回答用紙に、相談希望調査の項目を設ける。

③アンケートをもとに、担任は、全児童と教育相談を行う。

(4) 教職員の発言

- ①教職員の不適切な発言（差別的な発言や児童を傷つける発言など）や体罰がいじめを助長することを全職員で確認する。
- ②不適切な発言については、一切排除し、職員同士が互いに注意し合えるようにする。
- ③学校全体が一堂に会した場において、全教職員、全児童で暴力や暴言を排除することを確認する。

(5) 児童が楽しく生き生きと活動できる「わかる授業」の展開と道徳・人権教育等

- ①生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
 - 「自己決定」の場を与える授業の実践。
 - 「自己存在感」を与える授業の実践。
 - 「共感的人間関係」が育成される授業の実践。
- ②道徳教育の中で
 - 道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。県教育委員会作成の道徳教育映像教材等も活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。
 - 『いのち』のつながりと輝きを主題とし、「考え、議論する」ことを意識した道徳教育を推進する。
- ③人権教育の中で
 - 人権意識と生命尊重の態度の育成を図る。人権教育の充実と、お互いを思いやり尊重し、生命を大切にする指導を、学年や発達の段階に応じて行う。また指導計画にかかわらず、教育活動全体を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導支援を継続する。
 - いじめの重大性に自ら気づき、防止に向けて強い心で主体的に行動できるよう児童を育成する取組を実践する。
 - 互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる取組を実践する。
- ④体験活動の中で
 - 単に何かを体験すればよい、ただ交流すればよいといった位置づけや意識ではなく、児童の学年や発達の段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行うものであることを意識して場や機会を位置づけていく。
- ⑤各種行事・キャンペーンの中で
 - いじめゼロ宣言・いのちを大切にするキャンペーン・児童会活動・人権週間に関する取組等、目的や具体的な指導を明らかにして位置づける。

(6) 計画的、組織的な指導計画の作成及び実施

□教職員の活動 ○主に児童の活動 △保護者への説明・啓発

	い じ め 対 策	留 意 事 項
4 月	☐ 学年間の情報交換および指導記録の引き継ぎ ☐ いじめ防止基本方針に係る共通理解・いじめ防止対策委員会編成 ☐ いじめゼロ宣言（教師の決意を表明します） ☐ S O S の出し方教育（教育相談強化期間） ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり △保護者へのいじめ対策についての説明と啓発（保護者会、学校だより、HP 等） ☐ 幼少中高生徒指導研修会	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示し、学校と保護者が協力して、いじめゼロを目指す。 ・P T A 理事との研修、意見交換をする。
5 月	○行事（運動会等）を通した人間関係づくり ☐ 校内研修「いじめの早期発見と指導のあり方」 ○クラスの「いじめゼロ宣言」作り	・児童の班編成に留意する。 ・全校集会で宣言する。掲示物を作成する。
6 月	○根木名っ子の生活アンケートの実施 ○教育相談の実施 ☐ 根木名っ子の生活アンケートの分析 ○「いじめゼロ宣言」発表会	・アンケートにいじめ相談の項目を設ける。 ・アンケートをもとに教育相談を実施する。 ・6 月は児童の人間関係に変化が起きやすい時期である。
7 月	○学校評価の実施→児童・保護者の意見を聞く ○いのちを大切に作るキャンペーン	・いじめ対策を点検する。 ・県教委の実践事例を参考にする。 ・P T A 理事を含め、保護者からの建設的な意見を吸いあげ、実践につなげていく。
8 月	☐ 教育相談に係る研修講座への参加 ☐ いじめに関する職員研修 ☐ 小中高生徒指導研修会	・相談技術の向上を図る。
9 月	○夏休み明けの教育相談の実施	・児童の変化を確認する。
10 月	○行事(体験学習・遠足等)を通した人間関係づくり	・児童の班編成に留意する。
1 1 月	○根木名っ子の生活アンケートの実施 ○教育相談の実施 ○□一人一人の「いじめゼロ宣言」作り ☐ 根木名っ子の生活アンケートの分析	・アンケートにいじめ相談の項目を設ける。 ・アンケートをもとに教育相談を実施する。 ・代表児童が全校集会で発表する。掲示物を作成する。 ・代表教師が、全校集会で発表する。
1 2 月	○学校評価の実施→児童・保護者の意見を聞く ○SNS を通じたいじめについての学習会	・いじめ防止の対策を点検する。
1 月	○冬休み明けの教育相談の実施 ○ユニセフへの募金活動	・児童の変化を確認する。

2月	○根木名っ子の生活アンケートの実施 ○教育相談の実施 □根木名っ子の生活アンケートの分析	・アンケートにいじめ相談の項目を設ける。 ・アンケートをもとに教育相談を実施する。
3月	□記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 □小中の情報連携のための連絡会	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備をする。

(7) 児童の自発的な活動の支援

○児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げて、児童が自主的に取り組む活動を指導・支援していく。この活動を通して自分たちが「いじめをなくしていこう。」という意識を醸成していく。

(8) ネットいじめ対策の推進

○児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット、SNS、ライングループ等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、これらを通じて行われるいじめは重大な人権侵害であることを理解させるとともにいじめを防止し、また効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。

(「富里市情報モラル教育推進プラン」親子ケータイ出前授業 等)

(9) いじめに関する教職員の研修

- ①いじめの基本認識を共有する。
- ②いじめ問題に関する指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上を図る。
- ③「いじめ問題に関する取組事例集」「生徒指導提要」「生徒指導充実のために」等を活用して、いじめの構造やいじめの進行、いじめの変遷やいじめの態様等の研修を行う。

5 いじめの早期発見について

(1) アンケートの実施

いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識のもと、いじめの抑止力及びいじめの早期発見のためにアンケート調査を行う。

アンケートに答えることで「ぼくはいじめられているかも知れない。」と、自覚する子もいる。「ぼくは、〇〇君をいじめているかもしれない。」と、いじめている児童に自覚を促す役目も果たす。「誰かに自分のこと書かれるといけないから、あんなこと言うのは止めておこう。」と、日常生活でいじめ行為を抑制することにもなる。また、全校同じアンケートが実施されることは、アンケート項目が、児童の共通認識になる。「これは、してはいけないことだと学校中のみんなが知っている。」という共通認識は、児童に自制を促すと同時に大きな安心感を与える。教師

がアンケートを見れば、いくつもの項目に印のある児童は注意しなければならないことがすぐにわかる。そして、使役行為をされている児童、友達から「いじめられているのではないか。」と報告されている等、危険な項目に名前が書かれている児童を見つけることができる。児童の間ではやっているカードの交換、メールいじめや金銭のやりとり等、教職員の知らない子どもの裏文化が見つかることもある。

この実態をふまえて本校は、子どもの問題行動の具体的な指導のてだてを明確にする。これを集計して、全校職員で「いじめ対策に係る会議」を開き、クラスだけでなく、他クラスとの関連問題、学年を越えた繋がりのある問題を把握し、対応する。

いじめられている児童は、自尊心から自分が「いじめられている」とは書かない場合が多々ある。児童から訴えない理由はそこにあることが多い。特に、小学校高学年には、そうした児童がほとんどだと考えられるので、友達からの情報が重要な役割を果たす。また、友達から「いじめを受けている子」の項目に名前があげられた子は、いじめが相当深い段階に入っている子と考えられるので、早急に対応しなければならないので、そうした児童の発見にも役立つ。

これを定期的に行うことで、子供たちに「いじめを訴える機会がある」という安心感を与えることができる。「今は我慢しているけれど、次回には書こう。」と、児童は、問題の解決を未来に託すこともできる。

- ① 【時期】 6月 11月 2月
- ② 【方法】 根本名っ子の生活アンケートの実施
- ③ 【内容】 学校生活の中で、困っていることがあったら記入する。
- ④ 【保存】 学校において適切な場所で5年間保存する。

(2) 教育相談ポストの設置と相談窓口の周知等

- ①昇降口前にある相談ポストを児童及び保護者に周知する。
- ②相談窓口（校長、教頭、養護教諭）を児童及び保護者に周知する。

(3) いじめを認知する取組

- ①アンケート調査をもとに、教育相談を実施する。
- ②定期的な面談を実施する。児童が希望をする時にはいつでも対応する。

(4) 日頃からの観察

多くの教師が様々な教育活動を通して、児童に関わり、発見の機会を増やす。

- 職員室と教室間の経路を変える。
- 児童用のトイレを使用する。
- 休み時間に校内の巡回を行う。
- 些細な兆候を見逃さず、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するとともに、いじめの情報を教師に報告した児童が不利益な立場になることなく学校生活を送ることができるよう配慮する。

(5) いじめを受けたとき、目撃したときの相談・通報についての指導

- ①いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめである」と考えさせない。
- ②相談、通報は適切な行為であり、「チクる」という言葉などで攻撃させない。

(6) 相談体制の整備

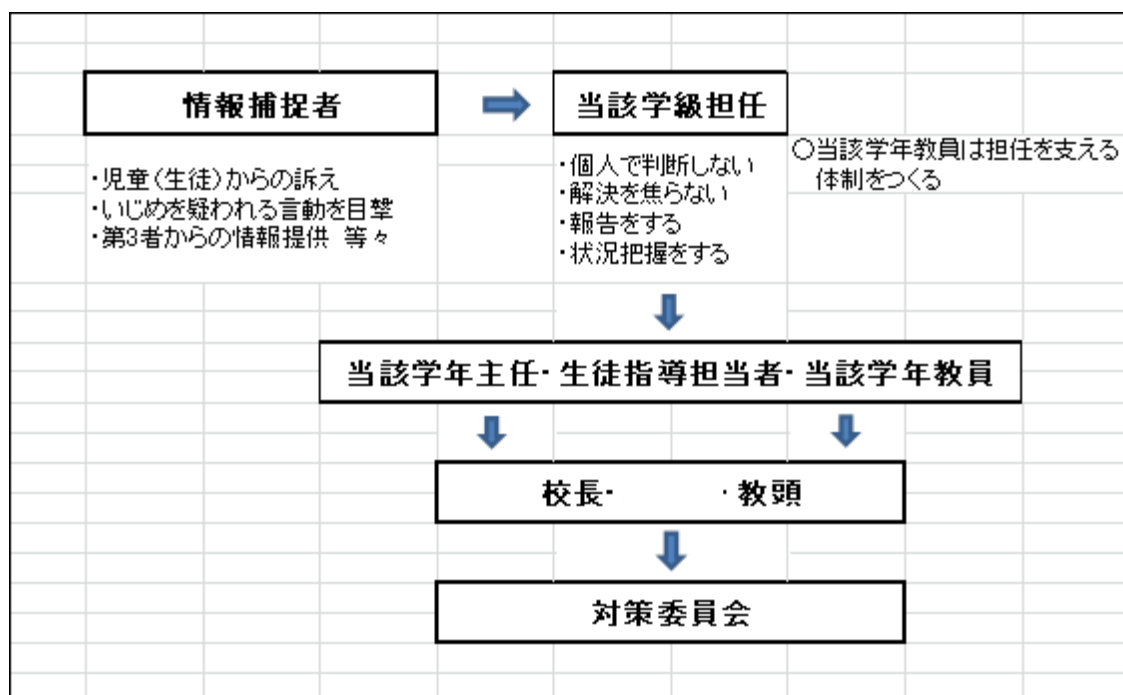
市教委から派遣される教育相談員を活用し、いじめの問題の早期発見、早期解決を図る。

いじめ相談窓口を児童に周知する。

- ・富里市教育委員会 0476-93-7659
- ・富里市教育相談
富里市ふれあいセンター0476-91-6600
- ・チャイルドライン千葉 0120-99-7777
- ・千葉県警察少年センターヤングテレホン0120-783-497
- ・子どもの人権110番（法務省） 0120-007-110
- ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- ・子どもと親のサポートセンター 0120-415-446

6 いじめを認知した場合の対応について

＜いじめ事案が発生したときの校内報告連絡体制＞



(1) いじめの発見方法

- ①本人からの訴え
- ②職員による発見
- ③アンケートなど
(一人ぼっちの子の調査、保健室へ来る子の調査、根木名っ子の生活アンケートなど)

④教育相談（学期に1度、教育相談月間として実施の他、必要に応じて実施）

⑤保護者や地域の方からの通報・うわさなど

※本当かどうか疑わしいものは事実の確認をする。

※関係児童のプライバシーに留意する。

（2）対応 ※いじめの判断は組織的に行う。

①初期対応

※特に外部からの訴えの場合は、内輪でこそそそとした対応はしない。

②発見者の対応

※管理職等へは、その日のうちに報告する。

◇実態の掌握（現認の場合はすぐに実施）を行った上で、担任等に報告するとともに、適切に記録をする。

○いつ（いつから）

○どこで

○誰が（被害者・加害者）

○何をした、された（している、されている）

③いじめかどうか判断が難しい場合

○念のため、担任→管理職への報告

④いじめに係る情報を抱え込みや報告を行わないことは法律違反になる可能性がある。（「組織」をつくり、対応することが法で決まっている。）

⑤いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談するよう啓発を行う。

⑥いじめに関して、保護者との具体的な連絡方法や事案を正確かつ迅速に伝えるようにする。

（3）報告後の対応 ※24時間以内に会議を開き、対応方法を協議する。

①該当職員と管理職で対応を協議する（いじめかどうかの判断も含めて）。

○いつまでに

○誰が

○何をするのか

②進捗状況を訴えた人へ報告をする。

○事実確認と報告

児童がいじめを受けていると思われるときは、すみやかに事実確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

○関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合などには、警察と連携し適切に対処する。また、身体又は精神のケアが必要と認められる場合には、医療機関や児童相談所等関係機関と連携して適切に対処する。

（4）いじめの解決の判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解

消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。判断の時点で、本人及び保護者に確認する。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

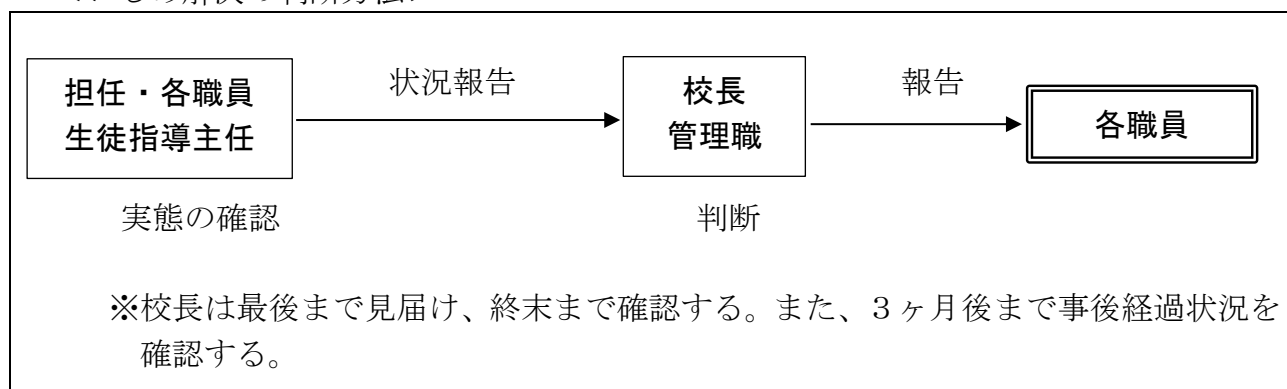
② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

<いじめ解決の判断方法>



(5) 被害児童への対応

- ①いかなる理由があっても、徹底して、いじめられた児童の味方になることを表明する。
- ②児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続していく。

- ③担任を中心として、児童が話しやすい状況（場や聞き手）を設定する。
- ④いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞く。
- ⑤学校はいじめ加害者を絶対に許さないことを表明し、今後の指導について伝える。
- ⑥自己肯定感を喪失しないよう、児童のよさや優れているところを認めて励ます。
- ⑦いじめ加害者との今後の接し方等、行動の行方を具体的に指導する。
- ⑧学校は、安易に解決したと判断せずに、経過をしっかりと見守っていくことを伝えいつでも相談できる体制にあることを確認する。
- ⑨面談や生活ノートを使って定期的に相談活動を行い不安や悩みの解消に努める。
- ⑩授業等で活躍の場や友人との関係づくりを支援していく。
- ⑪学校いじめ対策組織において、いじめの被害児童を支援するための対処プランを策定し、確実に実行する。
- ⑫いじめの被害児童のケア（スクールカウンセラーの活用等）や、安心して学校に通学するための措置や保護者への支援を行う。

（6）加害児童への対応

- ① いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に関しては毅然とした態度で指導する。
- ② 自分はどうすべきだったのか、これからどうすればよいのかを内省させる。
- ③ 加害者に対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。
- ④ 嘘やごまかしのない事実確認を行う。
- ⑤ 被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ⑥ いじめは決して許されないことに気づかせ、責任転嫁することを許さない。
- ⑦ いじめに至った心情や関わったグループ内での立場等を振り返らせながら、今後の行動について考えさせる。
- ⑧ 不平不満、いらだつ気持ちを聞き取る。
- ⑨ 事案が重大事態であると判断された場合やいじめの内容及び状況に応じて、学校は、学校教育法第三十五条に基き出席停止の手続きをとるとともに、教室以外の場所での学習を行わせる等、被害児童またはその他の児童が安心して学習を継続できるよう措置を講じる。
- ⑩ 生活ノートや面談を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく
- ⑪ 授業や特別活動等を通して、エネルギーをプラスの方向に向かわせ、良さを認めていく。
- ⑫ いじめ加害児童への指導や保護者に対して適切に助言を行う。

（7）観衆、傍観者への対応

- ① いじめは、当事者だけの問題ではなく、学級や学年等集団全体の問題であることを確認し、集団全体で対応していく。
- ② いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ③ いじめの事実を告げることは「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

- ④周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ⑤被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ⑥これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ⑦いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ⑧いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- ⑨聴取については、聴取場所の環境を整え、過度の緊張感や圧迫感を与えないように、できるだけ短時間で行う。
- ⑩聞き取った内容の保存を確実に行う。
- ⑪聞き取りの際には、言葉遣いや態度に十分注意する。

(8) 保護者との連携

【いじめを受けた児童の保護者との連携】

- ①事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ②学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ③対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ④いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ⑤対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ⑥保護者からの訴えに対し、安易に「クラスにはいじめはない」などと言うことがないようにする。事実を調べ、いじめがあれば児童を必ず守る旨を伝える。
- ⑦「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をしないようにする。
- ⑧電話で簡単に対応することがないようにする。
- ⑨いじめがきっかけとなって不登校となった児童については、いじめの解消にむけた取組だけではなく、保護者や関係機関との連携を図り不登校対策の充実に向けて取り組む。

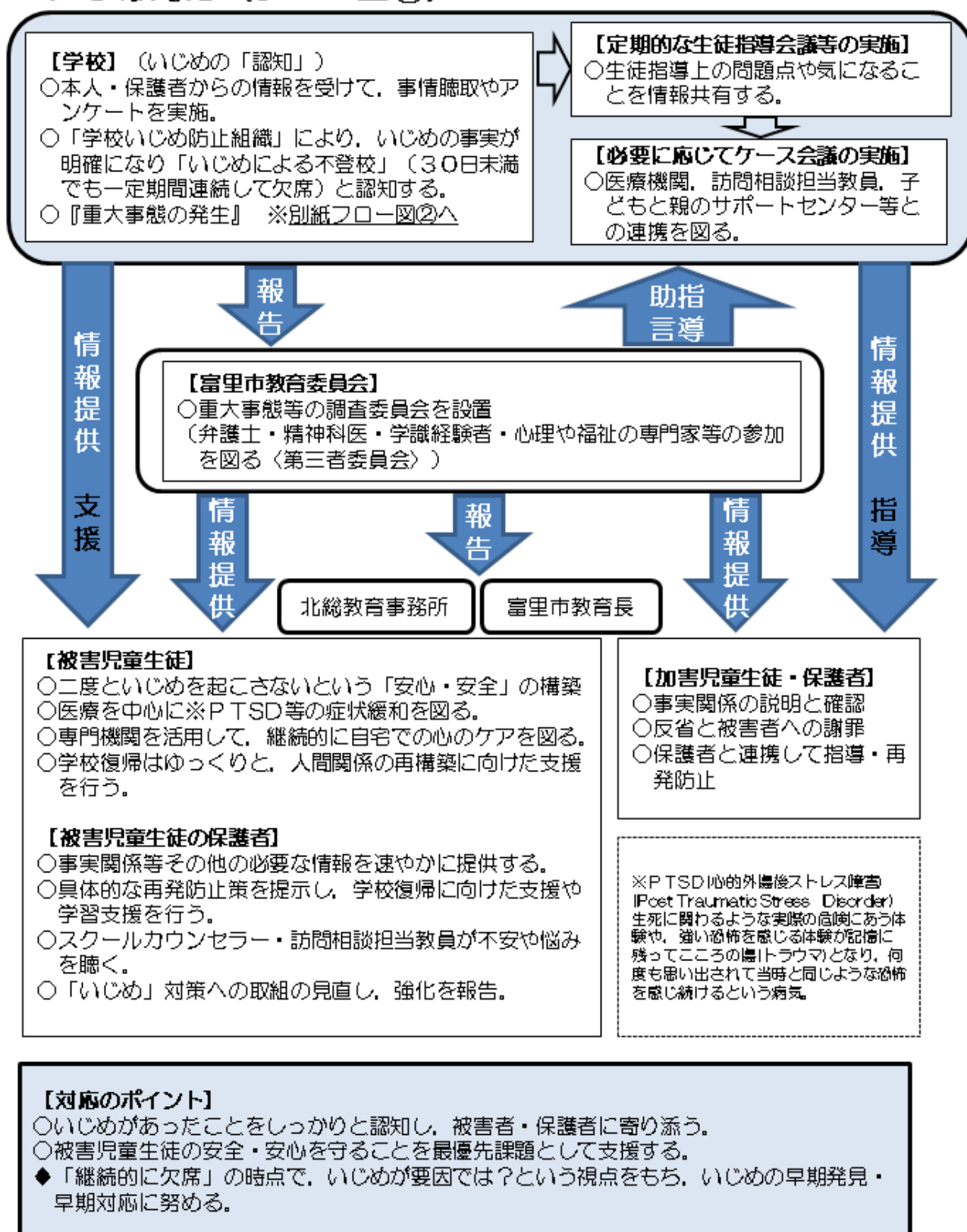
【いじめた児童の保護者との連携】

- ①事情聴取後、児童を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ②相手の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらうよう事実を正確に伝える。
- ③指導の経過と変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ④誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ⑤事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどと、学校の対応を

批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

⑥保護者を非難したり、これまでの子育てを批判したりすることのないように十分留意する。

いじめ対応（フロー図①）



6 重大事態への対処について

重大事態とは（法第28条第1項第1号及び第2号）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（1）重大事態とは

①第一号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

○児童が自殺を企図した場合

○身体に重大な障害を負った場合

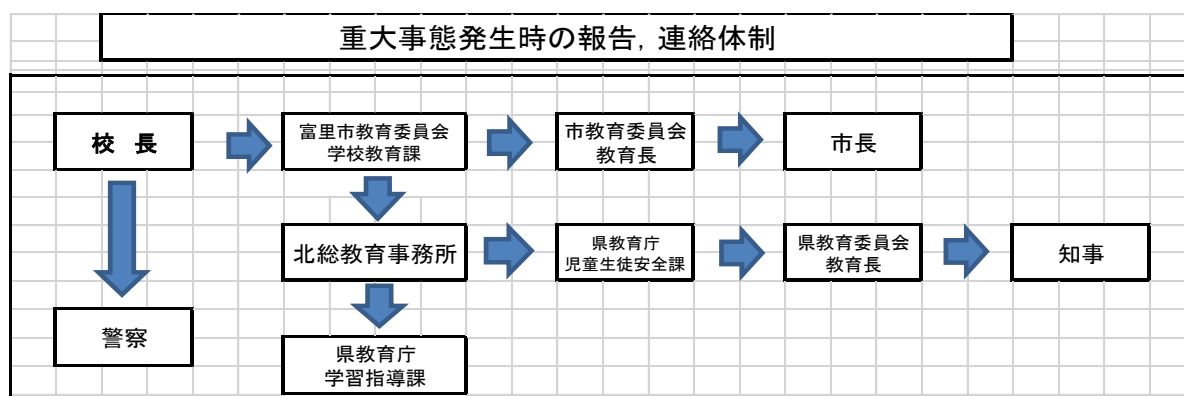
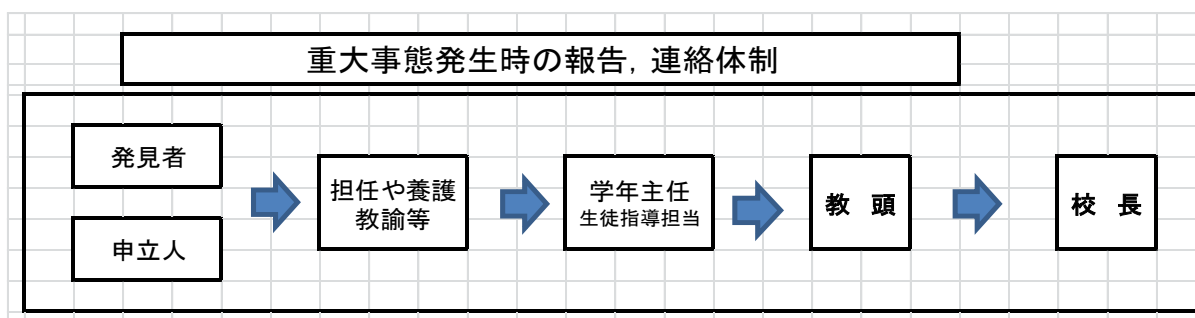
○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合… などのケースが想定される。

②第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、単なる日数のみではなく、児童の状況を十分把握した上で判断する。また、児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとしてとらえる。

③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し入れがあった場合

（2）重大事態への対応



【重大事態発生の報告】

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

【事実関係を明確にするための調査の実施】

- ①調査主体は、教育委員会又は当該学校とする。調査主体をどこに設置するかは、富里市教育委員会が判断する。
- ②教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、法第28条に基づき、速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には、調査組織としていじめ問題調査委員会を設け、これが調査にあたる。学校が調査主体の場合には、いじめ防止対策委員会を中核としつつ、調査内容や人的措置等について、教育委員会の協力を得る。
- ③いじめ問題調査委員会は、教育委員会に加えて、必要に応じて心理や福祉の専門家、学識経験者、弁護士や精神科医、警察関係者等の専門的知識および経験を有する者等で構成する。その際、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成することによって、調査組織の公平性・中立性の確保を図る。なお、いじめ問題調査委員会の組織については、別に定める。
- ④重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ⑤調査に際しては、下記に示した国のいじめ防止等のための基本方針及び県基本方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン、不登校重大事態に関わる調査の指針の内容を参考にし、適切に実施する。
- ⑥教育委員会が調査を行う際には、調査組織として「富里市いじめ問題調査」が調査を行う。

<参考>

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、「学校における『いじめの未然防止』『早期発見』『いじめに対する措置』等のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏ま

えて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う必要がある。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、(注)第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。(注)いじめ防止対策推進法第28条のこと

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要

な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる

○情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

【調査結果の提供及び報告】

- ①学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
- ②これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ③調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長等に報告する。

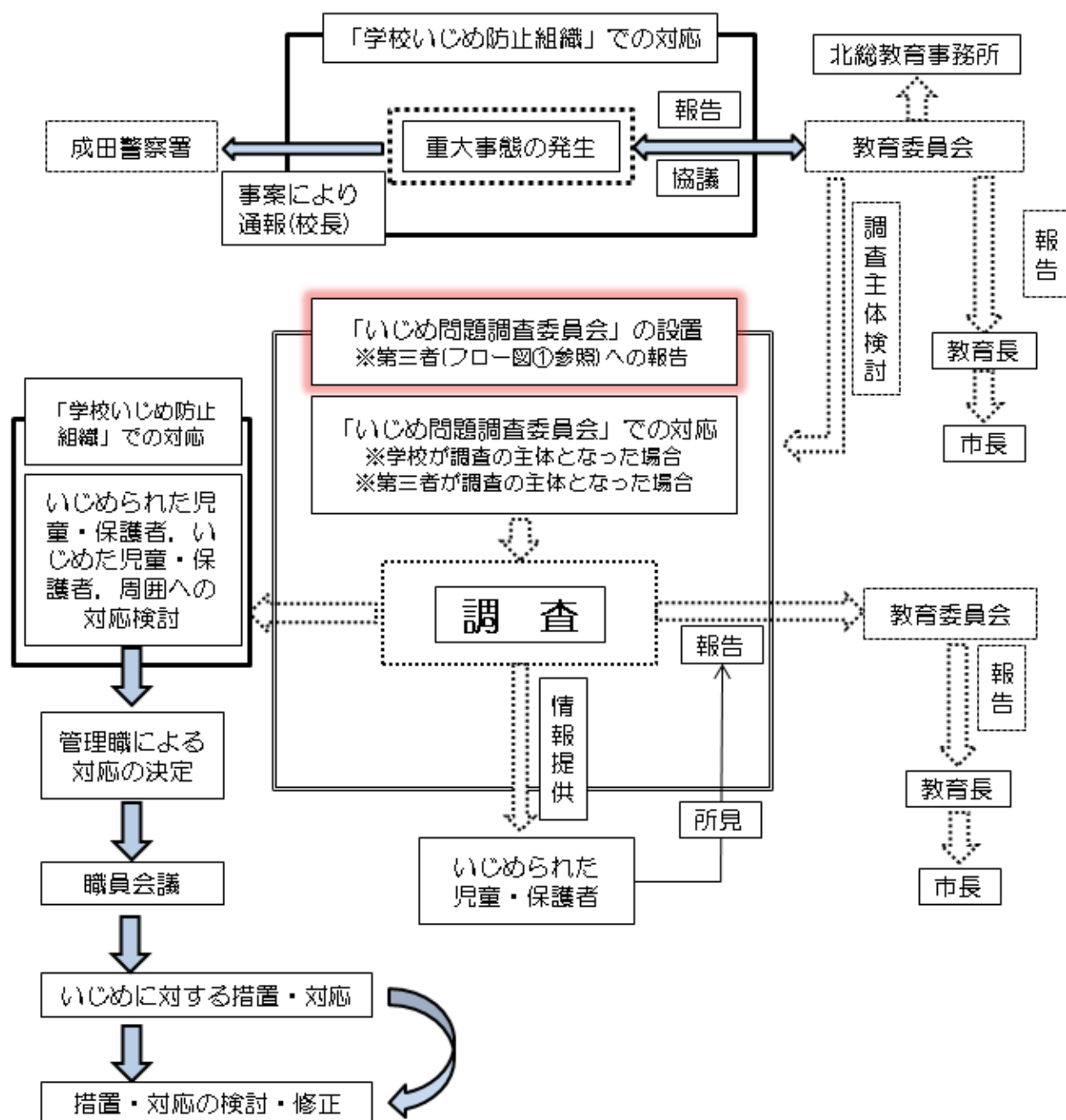
【調査結果を踏まえた必要な措置】

- ①学校および教育委員会は、調査結果をもとに関係機関と連携をとり、必要な措置を行うとともに、再発防止に向けた適切な対策を講ずるものとする。
- ②いじめに関する調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則に従い適切に取り扱う。

【調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置】

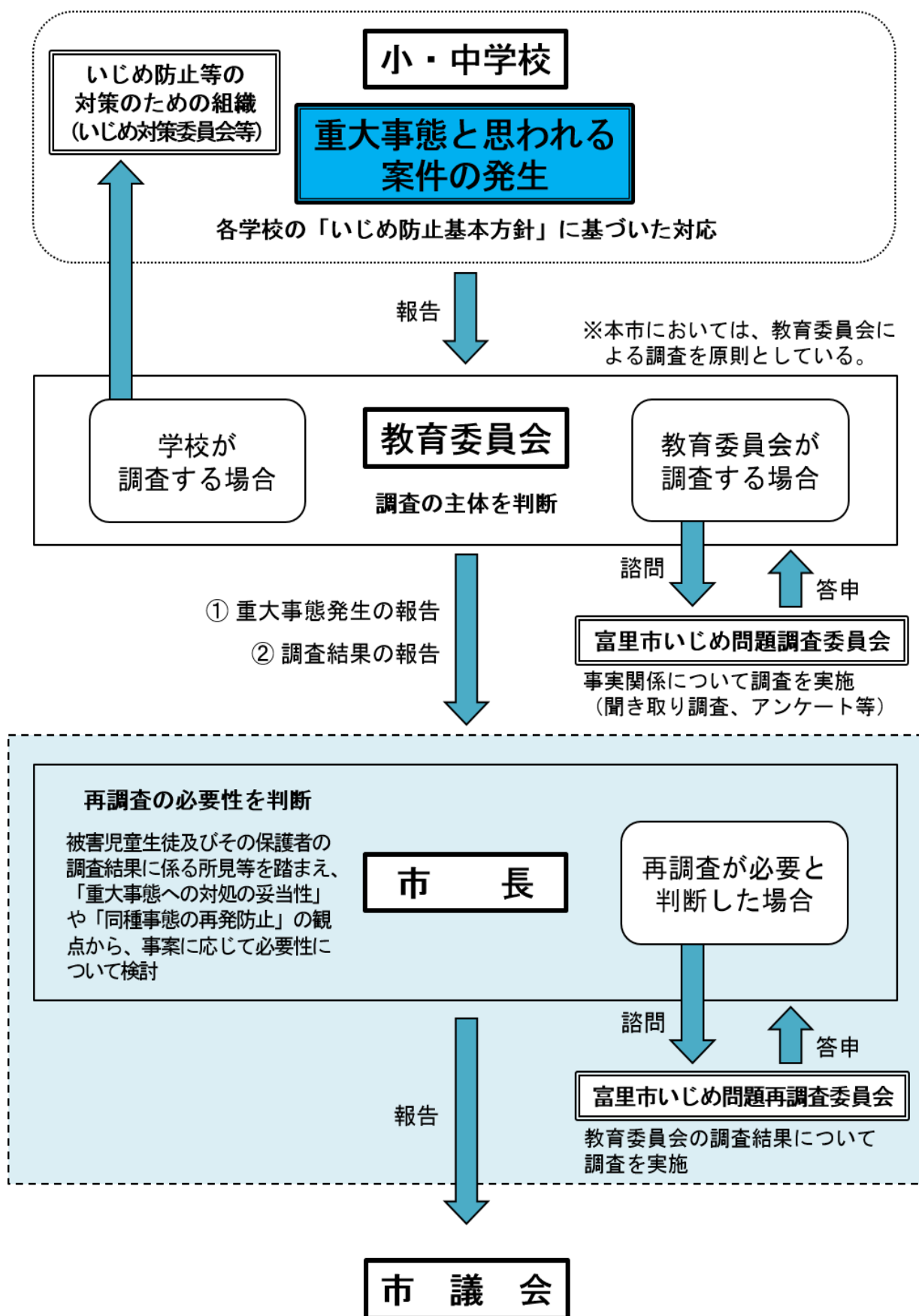
- ①市長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関である「富里市いじめ問題再調査委員会」により、再調査を行う。
- ②市長は、再調査により明らかになった事実関係や再発防止策等について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。なお、情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報保護に十分に配慮し、適切に提供するものとする。

重大事態の発生（別紙フロー図②）



- ※ 重大事態の調査主体が、第三者委員会となった場合は、第三者委員会への資料等の提出など調査に協力する。
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。

重大事態の対応（別紙フロー図③）



7 公表・点検・評価について

- (1) ホームページで「富里市立根木名小学校いじめ防止基本方針」やいじめ防止に対する対策について広く公表し、周知を図る。
- (2) 年度ごとにいじめ防止等に対する対策や具体的取組内容、進捗状況についての点検・評価をし、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 学校の具体的な取組については、学校評価の評価項目に設定し、PDCAサイクルに基づいて取組の改善を図っていく。

関連法案等

いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議

(平25・6・19衆議院文部科学委員会)

いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議

(平25・6・19参議院文部科学委員会)

いじめ防止対策推進法 (平25・6・21成立)

いじめ防止対策推進法 (平25・6・28公布)

いじめ防止対策推進法 (概要)

いじめ防止対策推進法 (平25・9・28施行)

いじめの防止等のための基本的な方針の策定

(平25・10・11通知) (平29・3・14最終改訂)

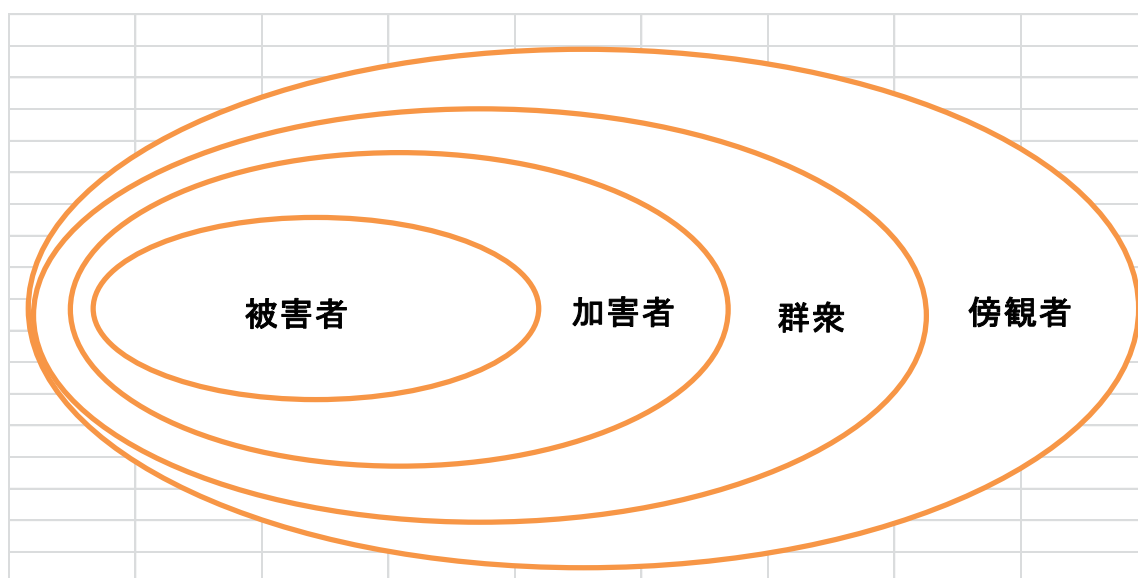
別掲 教職員研修資料

資料1 いじめの認識

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

資料2 いじめの4層構造及び態様

いじめは単にいじめを受けている児童（生徒）といじめている児童（生徒）との関係だけでとらえてはいけない。いじめは四層構造になっている。



被害者：いじめを受けている児童(生徒)

加害者：いじめをしている児童(生徒)

群衆：周りではやし立てる児童(生徒)

傍観者：見て見ぬふりをする児童(生徒)

○いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・その他

○いじめられている子どもの気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、（告げ口したとして）さらにいじめられるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなります。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがあります。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがあります。
- ・ストレスや欲求不満の解消をほかの子どもに向けることがあります。

○いじめている子どもの気持ち

- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行います。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがあります。
- ・いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがあります。

○いじめの原因

- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口的手段としていじめが発生します。
- ・相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生します。

資料3 いじめ発見のポイント

■登下校時

- ★遅刻・欠席が増える（3日目までにチェック）
- ★始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- ★教職員と視線を合わず、うつむいている。挨拶をしなくなる。
- ★特に用事もない（と思われる）のに、教職員に近づいてくる。
- ★一緒に登下校する友人が違ってくる。

■朝の会

- ★提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
- ★元気がなく、表情がさえない。
- ★体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。
- ★担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。
- ★欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。

■授業中

- ★保健室、トイレに行くようになる。
- ★授業道具等の忘れ物が目立つ。
- ★決められた座席と違う場所に座っている。
- ★周囲の子が机、椅子を離して座ろうとする。
- ★教科書、ノート等に落書き、汚れがある。
- ★正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- ★他の児童生徒から発言を強要される、突然個人名が出される。
- ★球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。

■休憩時間・昼食時・清掃時

- ★給食・弁当等を一人で食べることが多い。
- ★一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。
- ★遊びと称して、友達とふざけあっているが表情がさえない。
- ★掃除が終わっているのに、後片付けを一人でしている。

■帰りの会、ショートホームルーム、放課後

- ★用事がないのに、教師や職員室の周りにいる。
- ★靴や傘など、持ち物が紛失する。
- ★帰りの会に必ず遅れてくるグループや個人がいる。配布したプリント等が特定の子にわたらない。
- ★班ノートや学級（ホームルーム）日誌に何も書かなくなる。
- ★あわてて下校する。又はいつまでも学校に残っている。

資料4 けんか・からかいと「いじめ」の区別

子ども同士の関わりには、いじめなのか、いたずらや悪ふざけなのか、その識別が難しいものがたくさんあります。教師もその判断に迷います。「いじめ」と「ケンカ、からかい」の決定的な違いは、そこに「対等な力関係があるかどうか」「動機とそれに伴う感情」の2点があげられます。

「ケンカ」は、意思疎通の支障や誤解、互いの利益の衝突によって引き起こされるため、自分の意志や思い、利益が遂げられることによって相手との関係は修復されます。関係修復が願望としてありながら、そうはできない現実に苦しみ、葛藤し、時には怒りの感情を引き起こしますが、本心は、「仲良くなりたい」

「自分の気持ちを分かってほしい」という気持ちが根底にあります。どれだけかっとなっても、徹底的に相手に打撃を与えることを目的とはしません。一時的に身体的苦痛を与えたとしても、どちらかが歩み寄れば、関係は修復されます。

「からかい」は、仲の良い友達同士でも見られます。からかいあっている子どもには、あざけているときにはない陽気な感じがあります。お互いにからかったりからかわれたりという対等な関係であり、からかわれた子どもが傷つかない原則、心構えをもっています。従って、片方がうっかり相手を傷つけるようなことを言ったり、面と向かって言いにくいことを面白いことのふりをして言おうとしたりして相手が傷ついたことに気づいたら、言った側は、自分の過ちを認め、行いを改めます。必要以上にしつこくしたり、過剰に追いつめたりするということもありません。「和気藹々（あいあい）」と表現されるように、親しい友達だからこそ優しいからかいの応酬ができるのです。

これに対して「いじめ」は相手が「負け」を認めているにも関わらず、執拗に特定の子を継続的にあざけり（からかい）、攻撃を続けます。「いじめ」は相手に精神的な苦痛を与えることを目的として行うため、相手が苦痛に感じていることに喜びを感じていきます。ゆえに、この行為は継続し、エスカレートしていきます。この点に関して、意思疎通の支障や利害の不一致から生じるトラブルやケンカ、お互いの尊厳が保たれ相手を傷つける意図のない「からかい」と、まったく違う性質のものと言えます。

資料5 いじめの防止等のための子ども・保護者・地域の役割 (富里市いじめ防止基本方針 第5章より)

1 子どもとして

いじめはすべての児童生徒に関係する問題であり、すべての児童生徒が「いじめは絶対に許されない行為であると正しく認識」すること、自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいのかを理解し、行動できる力を身につけることが、学校の内外を問わず「誰もがいじめの当事者となることのない環境を整える」ための中核をなすものである。また、それを実現できるような環境（規律ある学校環境等）を児童生徒自らが整えようと努めることが必要である。

- ① 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努めるものとする。
- ② いじめは絶対に許されない行為であると認識し、絶対にいじめをしないという強い意志を持てるように努めるものとする。
- ③ いじめを傍観することは、いじめに加担しているのと同じであるという意識を持ち、止める勇気を持てるように努めるものとする。
- ④ 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声を掛けることや、学校の先生、保護者や周囲の大人等に積極的に相談するよう努めるものとする。

2 保護者として

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護する必要がある。基本理念にもあるとおり、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも優先されるべきである。

しかし、実際には、いじめを受けている児童生徒は、保護者に心配をかけたくないという思いや、家庭だけはいじめと無関係の空間にしておきたいなど様々な考えから、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠すことにより、いじめの認知が難しい場合がある点に留意する必要がある。

また、いじめを行った児童生徒の保護者は、適切な指導やしつけを行っていたかどうかを問われたり、賠償責任が問われたりする可能性がある。

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、家庭教育の役割はきわめて重要である。

- ① 保護者は「いじめが絶対に許されない行為である」ことを保護する児童生徒に理解させ、いじめを行うことのないよう、必要な指導を行うように努めるものとする。
- ② 保護者は、学校や市、県、国等から発せられるいじめに関する情報や、啓発資料等を積極的に活用するとともに、いじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- ③ いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談又は通報するものとする。

3 地域として

市民は、児童生徒に対する見守り、児童生徒との交流の機会の確保、その他の児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努める必要がある。具体的には、市民が、児童生徒が登下校する際に声掛けをすることや、地域の祭やゴミゼロ運動等の行事において（自身の保護する児童生徒のみならず）地域の児童生徒との交流を積極的に行うことなどが考えられる。

いじめは、学校外において起こることも少なくない。学校外で、暴力を伴ういじめ事案が発生すると、人の目が届きにくいことから重症化する傾向もあり、速やかな対応が必要である。

- ① 市民は、それぞれの地域において、児童生徒に対する見守りや児童生徒との交流の機会の確保等を行い、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。
- ② 市民は、それぞれの地域において、子どもの生活や成長に関心を持ち、いじめを発見し、またはいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校や関係する保護者、関係機関等に積極的に情報を提供するものとする。
- ③ 市民は、それぞれの地域の持つ児童生徒の健全育成に関わる役割を認識し、地域行事等に児童生徒が主体的・積極的に参加できるよう配慮するものとする。

ねこなっこの生活アンケート（ 期） 年 なまえ（ ）

これは、テストではありません。みなさんがより楽しく生活するためのものです。学校で、あなたはどのように感じていますか？難しく考えずに、素直な気持ちでこたえてください。

下のあてはまるところの番号（1から4）に○をつけてください。

	あてはまる	どちらかというとはまる	どちらかというとはまらない	あてはまらない
ア 学校が楽しい・・・・・・・・・・	1	2	3	4
イ みんなで何かをするのは楽しい・・・・・・・・	1	2	3	4
ウ 授業に積極的に取り組んでいる・・・・	1	2	3	4
エ 授業がよくわかる・・・・・・	1	2	3	4

◇11頃月から、今までに、次のようなことをこの学校のだれか（お友だち）からされたり、反対にこの学校のだれか（お友だち）にしたりしましたか。下のあてはまるところの番号1から4）に○をつけてください。

	まったくなかった	今までに2～3回すこしあった	月に2～3回あった	週に1回以上よくあった
オ たたかれたり、けられたり、強く押されたりした。（暴力を受けた）	1	2	3	4
カ 暴力ではないが、いじわるをされたりいやな思いをされたりした。	1	2	3	4
コ 携帯やスマホ、パソコンを使って、悪口などを書き込まれ、いやな思いをした。	1	2	3	4
キ たたいたり、けったり、強く押したりした。（暴力をふるった。）	1	2	3	4
ケ 暴力ではないが、いじわるをしたりいやな思いをさせたりした。	1	2	3	4
サ 携帯やスマホ、パソコンを使って、悪口などを書き込んだり、いやな思いをさせたりした。				

☆ なに 何か、^{そうだん}相談したいことや^{なや}悩んでいることはありませんか。

コ ありません。

サ あります。

() ^{たん}担任の^{せんせい}先生に^{そうだん}相談したい。

() ^{たん}担任と^{ほか}他の^{せんせい}先生にも^{そうだん}相談したい。→

(だれに)

() ^{たん}担任と、^{がっこう}学校の^{せんせい}先生ではない^{せんもん}専門の^{せんせい}先生に^{そうだん}相談したい。

^き気になっていることや^{そうだん}相談したいことを^か書きましょう。

☆ おわったら、^{した}下の^{ことば}言葉を^{みぎ}右の^{ひょう}表に^か書きましょう。

- ①あいさつをすすんでしましょう。
- ②ろうかは、しずかにみぎがわをあるきましょう。
- ③じかんをまもってこうどうしましょう。
- ④みのまわりを いつもきれいにせいとんしましょう。
- ⑤なふだは、あさとうこうしたらすぐにつけましょう。
- ⑥かえるときには、なふだをはずしましょう。
- ⑦ごみは、ごみばこにすてましょう。
- ⑧くちをむすんでそうじをしましょう。
- ⑨しゅくだいは、わすれずにいえでやりましょう。
- ⑩せんせいの^{はなし}はなしは、しずかにききましょう。
- ⑪ともだちのはっぴょうは、さいごまでききましょう。
- ⑫かいだんは、1 だんずつおりましょう。
- ⑬よいとおもったことは、すすんでしましょう。
- ⑭えんぴつをまいにちけずりましょう。
- ⑮ものをたいせつにつかいましょう。